

鵜沼石上町内会役員選出に関する規則

平成23年4月1日

(目的)

第1条

この規則は、鵜沼石上町内会会則第10条(役員等の選任)に規定する役員を選任方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員候補者)

第2条

現年度の役員任期満了後の次年度の役員候補者は、下記の方法によるものとする。

1. 役員候補者は会員の中から、自薦候補、推薦候補(本人の承認済みのもの)したものとする。
2. 役員立候補、推薦方法及び立候補、推薦期間については、回覧板及び掲示板において告知するものとする。
3. 役員候補者に不足があるときは、現年度の役員、組当番、組当番経験者及び関係団体が推薦する。

(役員候補者会議)

第3条

1. 役員候補者は、現年度の役員任期満了前に役員会が召集する役員候補者会議に出席しなければならない。
2. 現年度の役員任期満了後の次年度の役員候補者数が、定員を超えたときは、現年度の役員会が調整にあたり、調整がつかないときは、総会の選挙にて決定する。

(選出方法)

第4条

役員候補者数が、定員と一致する場合には、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

1. 会長

役員、組当番、組当番経験者及び関係団体の推薦により役員候補者の中より役員候補者会議において互選により選出し総会の承認を得る。互選できないときは、総

会において選挙にて選任する。

2. 副会長

役員、組当番、組当番経験者及び関係団体の推薦により、各地区の役員候補者の中より役員候補者会議において互選により選出し総会の承認を得る。互選できないときは、総会において選挙にて選任する。

3. 部長・副部長

役員、組当番、組当番経験者及び関係団体の推薦により役員候補者の中より役員候補者会議において互選により選出し総会の承認を得る。互選できないときは、総会において選挙にて選任する。

4. 監事

役員、組当番、組当番経験者及び関係団体の推薦により役員候補者の中より役員候補者会議において互選により選出し総会の承認を得る。互選できないときは、総会において選挙にて選任する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会の議を経て別に定める。

付 則

1. (施行期日)

この規則は2011年(平成23年)4月1日より施行します。

2. (役員取り扱い)

現規則で役員になったものは新規則に抵触しないかぎり新規則で選任されたものとして扱います。

以 上